

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象経費	備考
新設等	設備費	ごみ集積所の設備本体の購入又は製作に係る費用
	据付費	ごみ集積所の設備本体の据付けに係る費用
	環境整備費	ごみ集積所の設備本体の据付けを可能にするための架台工事等に係る費用
修繕	修繕費	ごみ集積所の設備の修繕に係る費用

（注） 環境整備費は、ごみ集積所を新設等するに際し、当該ごみ集積所の設置場所の整備が必要であると市長が特に認める場合に限り、補助対象経費とすることができる。

別表第2（第5条関係） ※抜粋

補助対象事業費	利用世帯数	補助基準額
設備費及び据付費	10世帯以上 15世帯未満	200,000円
	15世帯以上 20世帯未満	250,000円
	20世帯以上 25世帯未満	300,000円
	25世帯以上 30世帯未満	350,000円
	30世帯以上 35世帯未満	400,000円
	35世帯以上 40世帯未満	450,000円
	40世帯以上 45世帯未満	500,000円
	45世帯以上 50世帯未満	550,000円
	50世帯以上 60世帯未満	600,000円
	60世帯以上 70世帯未満	650,000円
	70世帯以上 80世帯未満	700,000円
	80世帯以上 90世帯未満	750,000円
	90世帯以上 100世帯未満	800,000円
	100世帯以上 110世帯未満	850,000円
110世帯以上	110世帯以上の部分について 5,000円／世帯を加算	
環境整備費	現に要した費用の額	